

制定にあたって

- 地域商業は、地域経済の発展や雇用機会の創出とともに、地域住民の消費活動を支え、人々が集い、交流する場として、道民の暮らしと密接な関わりを有しながら、地域社会の発展に寄与してきたが、その取り巻く環境は、景気の低迷や事業所数、販売額の減少、中心市街地の空洞化など厳しい状況であり、加えて、高齢化の一層の進行や消費者の購買意識に対応し得る変革が求められている。
- こうした中で、地域商業の活性化を促し、地域の実態に応じた取組の強化を図ることが、今後の地域経済や地域社会の発展にとって極めて重要。
- このため、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることにより、安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、この条例を制定。

I 総則的項目

■目的

- 地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道及び事業者等の責務、道民の役割を明確化
- 道の施策の基本となる事項及び特定小売事業に係る手続その他必要な事項を定め、施策を総合的に推進
- 道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化

■基本理念

- 地域商業の役割に鑑み、活性化の取組を総合的に推進
- 地域関係者の創意及び主体性が發揮され、地域の実態に応じた取組を推進
- 道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により取組を推進
- 地域におけるまちづくりへの十分な配慮

■道の責務

- 地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定、実施
- 施策の実施に当たって、国、市町村、その他関係者との緊密な連携

■関係者(事業者、商工関係団体、小売事業施設設置者及び道民)の責務・役割

- 地域商業の活性化に向けた自主的・積極的な取組の実施、地域貢献、関係者間の密接な連携

II 地域商業の活性化に関する施策

- 地域商業活性化指針(方策)と地域貢献活動指針の策定
- 市町村や地域の関係者による取組を促進するための支援
- 優良事例の公表等
- 地域商業の活性化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置努力

III 特定小売事業施設への対応

(特定小売事業施設：店舗面積が6,000m²を超える小売事業施設)

- 新設等の届出：新設等に係る不届、虚偽届出に対する罰金の設定や届出手続終了までの工事着手の制限など(届出実効性の確保)
- 地域貢献活動：活動計画の実施状況に係る住民説明会の開催や市町村との協定締結努力など(地域貢献活動の実効性の向上)
- 撤退時の対応：事前報告、住民説明会の開催、後継テナントの確保、施設の適正管理努力など(撤退時における地域商業への影響を緩和)